「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正(案)に対する意見の概要及びそれに対する考え方

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7 の志見の似女人のでれにかり のうたり
No.	意見の概要	考え方
1	・ 「著しく低い」という文言は恣意的であり、解釈に幅があることから、違反	・ 今回の下請法運用基準改正案は、「労務費の適切な転嫁
	行為を確実に捉えることができないのではないか。例えば「不当に低い」といっ	のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日)」
	た、同意語であって、違反行為を包含する言葉に書き換えたほうがよいのではな	を踏まえて、通常支払われる対価を把握することができな
	いか。	いか又は困難である給付について、下請法第4条第1項第
	【無記名】	5号でいう「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代
		金の額」に当たる事例を例示することで、特にコストが著
		しく上昇している状況における下請代金の据置きについて
		の解釈・考え方を更に明確にしたものであり、「著しく低
		い」という文言に限って明確化を図るものではないことか
		ら、原案のとおりとさせていただきます。
		なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
		該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
		業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
		差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
		付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		基準第4の5(1))」されることとなります。
2	・ 下請法運用基準改正案は、中小企業の価格改定交渉に一筋の光明を見出し、	・ 賛同の御意見として承ります。
	時節に合ったものと考えられる。	
	・ 実際の交渉においては、親事業者からの心理面での圧力 (表情、高圧的口	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	調、別件、例えば従来とレベルの違う高い品質要求が満たせないと発注を減らす	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	等)により、下請事業者から価格交渉を言い出せない局面があると考えられる。	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	そこで、下請法運用基準改正案には、「親会社は価格交渉してくる下請業者に心	正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を

No.	意見の概要	考え方
	理的圧力をかけないこと。価格交渉を行ったことにより不当に将来の取引を縮小	把握することができないか又は困難である給付について、
	しないこと。」といった内容を追記していただきたい。	下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に
	【事業者】	比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示するこ
		とで、特にコストが著しく上昇している状況における下請
		代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするも
		のであり、頂いた御意見については今後の参考とさせてい
		ただきます。
3	・ 企業や行政機関が実施する入札(相見積)案件では、コストが上昇している	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	にもかかわらず、設定価格が 10 年以上変わらないものも存在する。コストの上	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	昇に伴い、設定価格が引き上げられなければ、入札に参加する事業者は仮に受注	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	ができたとしても利益が圧迫されることになってしまう。この点を御認識いただ	正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を
	きたい。	把握することができないか又は困難である給付について、
	【個人】	下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に
		比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示するこ
		とで、特にコストが著しく上昇している状況における下請
		代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするも
		のであり、頂いた御意見については今後の参考とさせてい
		ただきます。
4	・ 今回の下請法運用基準の改正に伴って、公正取引委員会が公表している「よ	・ 今回の下請法運用基準改正案は、「労務費の適切な転嫁
	くある質問コーナー(独占禁止法)」の優越的地位の濫用に関わる Q&A も改正され	のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日)」
	るのか。	を踏まえて、下請法上の買いたたきの「対価要件」、つま
	【無記名】	り、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の
		額」に係る、解釈・考え方が更に明確になるようにしたも
		のです。

No.	意見の概要	考え方
		他方、独占禁止法では、「自己の取引上の地位が相手方
		に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして
		不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を
		設定すること」(第2条第9項第5号ハ)を優越的地位の
		濫用として禁止しており、下請法と異なり、条文上「対価
		要件」に当たる規定がありません。
		公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくあ
		る質問コーナー (独占禁止法)」の Q&A 20 においては、
		特に労務費、原材料費、エネルギーコストが著しく上昇し
		た場合において、その上昇分を取引価格に反映しない場合
		に、独占禁止法上の優越的地位の濫用(取引の対価の一方
		的決定)として問題となるかの観点から考え方をお示しし
		たものであり、今回の下請法運用基準改正案に対応する修
		正を行うものではないことから、更新は行いません。
5	・ 今回示されている下請法運用基準の改正がなされた後であっても、法第4条	買いたたきに該当するか否かについては、「下請代金の
	第1項第5号で禁止されている「買いたたき」に該当するか否かの判断に当た	額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかど
	り、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどう	うか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内
	か」が重要な判断要素であることは変わらないという理解でよいか。	容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況
	【無記名】	及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総
		合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されるもの
		であり、この考え方は今回の下請法運用基準改正案におい
		ても変更するものではありません。
6	・ 下請法運用基準改正案の第4の5(1)イでは、コストについて言及している	・ 下請法運用基準改正案の第4の5(1)アについては、
	こととのバランスを考えると、下請法運用基準改正案の第4の5(1)アについて	下請事業者の給付の内容が、従前の給付と同種又は類似の

No.	意見の概要	考え方
	も「当該給付に係るコストが低下していないにもかかわらず(設定された)」と	ものであった場合、従前の給付に係る単価で計算された対
	いった表現が必要ではないか。	価に比べて著しく低い下請代金を「通常支払われる対価に
		比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うというもの
		であり、現行の下請法運用基準から趣旨・内容に変更はな
		く、原案のとおりとさせていただきます。
		なお、買いたたきに該当するか否かについては、下請法
		運用基準第4の5(1)において、「給付に必要な原材料等
		の価格動向等を勘案して総合的に判断」される旨を明記し
		ているところ、当該箇所は今回の改正においても変更する
		ものではなく、下請法運用基準改正案の第4の5(1)ア
		により、下請代金の額が「通常支払われる対価に比し著し
		く低い下請代金の額」として取り扱われる場合において
		も、原材料等の価格動向等は考慮要素の一つとなります。
	・ 「公表資料から把握することができる場合において」との表現があるが、業	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イは、あくまで
	種によっては原材料価格についての資料が公表されていないため、下請事業者保	「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に
	護の観点からするとこの表現はマイナスのように思われる。下請法運用基準改正	当たる事例として例示したものであり、原案のとおりとさ
	案の第4の5(1)アとのバランスからすると、一般的に、主なコストの著しい上	せていただきます。
	昇があるにもかかわらず据え置かれた下請代金の額は「通常支払われる対価に比	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
	し著しく低い下請代金の額」としても構わないのではないか。	該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
	【個人】	業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
		差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
		付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		基準第4の5(1))」されることとなります。

No.	意見の概要	考え方
7	・ 取引先の大手企業の多くで手形等のサイトの見直しは進んでいない。そこ	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	で、下請法の対象外の取引においても、長期のサイトの手形等の利用を規制する	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	ための規定を設けていただきたい。例えば、以下のようなものが考えられる。	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	①資本金3億円超の企業が資本金3億円以下の企業から商品を購入する場合、サ	正案に係るものであることから、頂いた御意見については
	イトが 60 日を超える手形での支払いは認めない	今後の参考とさせていただきます。
	②資本金が1千万円超~3億円以下の企業が資本金1千万円以下の企業から商品	
	を購入する場合、サイトが90日を超える手形での支払いは認めない	
	【個人】	
8	・ 運用基準の改正に賛成する。	・ 賛同の御意見として承ります。
	トンネル会社規制においては、子会社等がみなし親事業者となるためには、	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合か	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	つ②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合といった	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	要件を満たす必要があるところ、①②のどちらかの要件を満たしたことをもっ	正案に係るものであることから、頂いた御意見については
	て、子会社等をみなし親事業者とするように法改正をするべきではないか。	今後の参考とさせていただきます。
	・ 資本金額のみでなく、新たに実態面での基準を設けることで、下請法の保護	
	対象となる下請事業者の範囲を広げる必要があるのではないか。	
	・ 下請事業者が円滑な価格転嫁を実現するためには多重下請構造によって生じ	
	る課題についても整理する必要があるのではないか。	
	【個人】	
9	・下請法運用基準の改正に賛成する。	・ 賛同の御意見として承ります。
	【個人】	
10	・ 締結済みの業務委託契約に基づく下請代金の額を今回の下請法運用基準の改	・ 個々の下請代金の額を定める行為が下請法上問題とな
	正後に変更する義務は下請法上発生しないという理解でよいか。	るか否かは、個別の事案ごとに判断されることとなりま
	【無記名】	す。

No.	意見の概要	考え方
		なお、下請法上の買いたたきに該当するか否かは、「下
		請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行わ
		れたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等
		の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との
		乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘
		案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」さ
		れることとなります。
11	・ 最低賃金は各都道府県で異なるところ、下請事業者の本店所在地の最低賃金	・ 下請法運用基準は下請法違反行為の未然防止等のため
	の上昇率を反映すれば、その下請代金の額は今回の下請法運用基準改正案に照ら	に、下請法の解釈・考え方を明らかにしているものである
	して「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たらないとの理	ところ、下請法上の買いたたきに該当するか否かは、下請
	解でよいか。	法運用基準にも記載があるように、個別の事案ごとに「下
	【無記名】	請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行わ
		れたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等
		の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との
		乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘
		案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」さ
		れることとなります。最低賃金の上昇率をどのように反映
		するかについてなど、下請代金の額の決定に当たっては、
		親事業者と下請事業者が十分な協議を行った上で決定して
		いただく必要があります。
12	・ 「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」の具体的な例を挙げ	・ 原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業
	ていただきだい。	物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が
	【無記名】	反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が
		存在しますが、これらを一概に規定することは困難である

No.	意見の概要	考え方
		ことから、原案のとおりとさせていただきます。
13	・ 下請法の適用対象となる下請事業者については、多国籍企業や、PRIME 市場に	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	上場している大企業の子会社である場合も多く、そのような場合に、契約締結先	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	が偶然、資本金 1000 万円の子会社であるというだけの理由で下請法の適用がさ	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	れることは、そもそもの下請法の制度趣旨にはそぐわず、かつ、親事業者側及び	正案に係るものであることから、頂いた御意見については
	下請事業者側の業務を不要に増やしているきらいがある。	今後の参考とさせていただきます。
	このような、下請法の本来の趣旨にはそぐわない、形式的な「下請事業者」への	
	下請法の適用は、親事業者側においても、下請法順守の存在意義の懐疑や順守へ	
	の意欲を損なわせることにつながりかねず、下請法の順守の重要性は強調しつつ	
	も上記に記載したような本来的に下請法が予定していない下請事業者を適用対象	
	から除外するよう、明文化していくことが、下請法のより徹底したコンプライア	
	ンスの進展に資するものと考える。	
	【無記名】	
14	・ 以下の場合について、下請法上の買いたたきに該当するかを御教示いただき	・ 下請法上の買いたたきに該当するか否かは、下請法運
	たい。	用基準にも記載があるように、個別の事案ごとに「下請代
	①下請法の適用対象がある取引の契約期間が3年間であり、契約締結当時は貴委	金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われた
	員会の運用基準に沿った下請代金の決定が行われたものの、その契約期間である	かどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決
	3年間の間にインフレーションが起きて、下請代金の金額が「主なコストの著し	定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離
	い上昇」を踏まえた価格になっていないことになってしまった場合において、下	状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案し
	請事業者が契約期間途中での下請代金の変更を要請したものの、親事業者が、	て総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」される
	「契約期間中の契約の一方的変更はできず、契約期間終了後に改めて契約を締結	こととなります。
	することになった場合にはその時点での主なコストを将来の契約において反映す	
	ることはやぶさかではない」と説明して当該要請を断った場合。	
	②下請事業者・親事業者間の契約交渉の過程で、下請事業者が以下の価格調整条	

No.	意見の概要	考え方
	項を契約書に盛り込むことを要求したものの、親事業者が断った場合	
	<価格調整条項(案 1)>	
	「本契約に基づく下請代金は、金X円(税込)とする。	
	ただし、本契約の契約期間中に、本契約の給付に係る主なコスト(労務費、原材	
	料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇が生じた場合、親事業者に対して下	
	請事業者は下請代金の金額の変更を要請することができる。かかる要請に際し	
	て、下請事業者は、当該著しい上昇を示す客観的資料を親事業者に対して提出す	
	るものとし、かかる要請から2か月以内に親事業者及び下請事業者の間で協議が	
	整わなかった場合、各当事者は本契約を一方的に解約することができる。」	
	<価格調整条項(案 2)>	
	「本契約に基づく下請代金は、金X円(税込)とする。	
	ただし、本契約の契約期間中に、本契約の給付に係る主なコスト(労務費、原材	
	料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇が生じた場合、親事業者に対して下	
	請事業者は下請代金の金額の変更を要請することができる。かかる要請に際し	
	て、下請事業者は、当該著しい上昇を示す客観的資料を親事業者に対して提出す	
	るものとし、かかる要請から2か月以内に親事業者及び下請事業者の間で協議が	
	整わなかった場合、親事業者の同意がなくとも、当該資料に照らして合理的な下	
	請代金に自動的に変更されるものとする。当該変更後、変更後の下請代金を下請	
	事業者は親事業者に速やかに通知するものとする。」	
	【無記名】	
15	・ 親事業者・下請事業者間の業務委託契約の交渉過程で、下請事業者が「主な	・ 下請法上の買いたたきに該当するか否かは、下請法運
	コスト」(意見対象の運用基準 5 買いたたき イ)の著しい上昇があった場合	用基準にも記載があるように、個別の事案ごとに「下請代
	に価格調整ができる旨の条項を追加することを提案したものの、それを親事業者	金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われた
	が明確な理由を述べずに断った場合、買いたたきに該当するという理解でよい	かどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決

No.	意見の概要	考え方
	か。	定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離
	【無記名】	状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案し
		て総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」される
		こととなります。
16	・「買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)ア及びイは「通常
	十分な協議が行われたかどうか(中略)総合的に判断する。」この部分の記載は	支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる
	不要ではないか。第4の5(1)ア又はイに該当した場合には直ちに買いたたきに	事例として例示したものです。
	該当し下請法違反となるような基準でなければ、現状と何ら変わらないのではな	下請法上の買いたたきとして問題となるのは、下請法第
	いか。禁止行為はいかなる理由があろうが禁止としなければ、改正の意味はない	4条第1項第5号の要件を満たした場合、つまり、「通常
	と思う。	支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」を「不当
		に定める」場合であり、原案のとおりとさせていただきま
		す。
		これを踏まえて、個別の行為が買いたたきに該当するか
		否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分
		な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であ
		るかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払わ
		れる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価
		格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の
		5 (1))」されることとなります。
	・ 売上高 100 億円の企業の資本金が 1000 万円であった場合、下請法上の親事業	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	者にはなり得ない。また、従業員が数百人規模の企業の資本金が 1000 万円であ	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	った場合も下請法上の親事業者にはなり得ない。これらの企業が資本金 500 万	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	円、従業員 10 人程度の企業と同じ扱いとなっているのは適切ではない。	正案に係るものであることから、頂いた御意見については
	【無記名】	今後の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	考え方
		3.333
17	・ 今回の下請法運用基準の改正については、「通常支払われる対価に比し著しく	・ 賛同の御意見として承ります。
	低い下請代金の額」を判断する際の具体的な指標が示され、一歩前進した措置で	
	あると評価する。	
	・ しかし、私どもの業界における取引実態は、下請法の対象となる取引は少な	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	く、今回の運用基準改正の内容を活用できないのではないかと危惧している。	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	今後は、下請取引だけでなく、さらに広く取引実態を包摂できるよう、さらなる	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	改善措置を強く希望いたします。	正案に係るものであることから、頂いた御意見については
	【団体】	今後の参考とさせていただきます。
18	・ 当社は社員約 50 名の中小建設機械メーカーであるところ、購入材料の大半を	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	占めるエンジン・油圧機器・鉄板などのサプライヤーは上場企業など当社より圧	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	倒的に規模の大きい企業となっており、サプライヤーからの値上げ要請があれば	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	有無を言わさず受け入れるしかない。	正案に係るものであることから、頂いた御意見については
	また、当社の製品の買い手の多くも当社より規模の大きな企業であり、当社の製	今後の参考とさせていただきます。
	造コストが上がってもなかなか売価に転嫁することができない。	
	このような状況の中、当社の受け取る手形は、サイト 60 日超のものが残ったま	
	まである一方、当社が下請事業者に対して交付する手形については、指導基準の	
	変更に伴ってサイトを短縮する必要があり、当社としては資金繰りが苦しくな	
	る。	
	下請法対象外の取引で交付される手形についても、サイトを 60 日以内とするよ	
	うに指導していただきたい。	
	【個人】	
19	・ 国土交通省からトラックの標準的な運賃が告示されたものの標準的な運賃で	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	されている取引は国内でも極一部である。	交渉に関する指針(令和5年11月29日) の公表等を踏
	標準運賃を下回る運賃を地域の相場に応じた「通常の対価」として取り扱うので	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	京十年月で「自つ年月で始めい旧物に応じた「虚市の方面」として扱う成りので	5/に1 明仏工の長いたにという。01 明仏廷用坐牛の以

No.	意見の概要	考え方
	あれば、人手不足・無理をさせる危険な業務・法令違反を国及び法律が黙認又は	正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を
	容認することになるのではないか。	把握することができないか又は困難である給付について、
	「通常の対価」を地域の一般に支払われる対価ではなく、標準的な運賃で告示さ	下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に
	れた金額を「通常の対価」として取り扱っていただきたい。	比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示するこ
	【個人】	とで、特にコストが著しく上昇している状況における下請
		代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするも
		のであり、頂いた御意見については今後の参考とさせてい
		ただきます。
20	・ 下請事業者から価格交渉の要請がないにもかかわらず、親事業者から価格交	・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格
	渉の申し出をする必要があるとするのは非常に乱暴ではないか。	交渉に関する指針(令和5年11月29日)」の公表等を踏
	・ 下請事業者の所得が上がらない要因は、オーナー一族による搾取、内部留保	まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改
	等が原因であり、これらの問題に対処すべきではないか。	正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を
		把握することができないか又は困難である給付について、
		下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に
		比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示するこ
		とで、特にコストが著しく上昇している状況における下請
		代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするも
		のであり、頂いた御意見については今後の参考とさせてい
		ただきます。
	- エネルギーや素材価格は常に上下している。今回の下請法運用基準改正案は	- 下請法運用基準改正案の第4の5(1)イは、「通常支払
	コストが上昇した際の記載となっているが、コストが下降した際はどうなるの .	われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例
	か。	として例示したものです。例示に該当しない場合も含め、
	【無記名】	個別のケースにおいて下請法上の買いたたきに該当するか
		否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な

No.	意見の概要	考え方
		協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的である
		かどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われ
		る対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格
		動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5
		(1))」されることとなります。
21	・ 改正部分のうち、「イ」の末尾は「据え置かれた下請代金の額」とされている	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが
	が、この表現だと、コストの上昇率などの経済の実態におよそ見合わないごくわ	著しく上昇している状況における下請代金の据置きについ
	ずかな規模で下請代金を増額した場合であっても形式的には「据え置かれた」と	ての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化する
	はいえないとの議論・疑義を招きかねず、改正の趣旨に沿った取扱いが円滑にな	ために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の
	されないことが懸念される。	額」に当たる事例として、可能な限り具体的に例示したも
	このような事情を考慮し、例えば、「経済の実態を勘案した合理的な見直しを行	のであり、原案のとおりとさせていただきます。
	わないままに据え置かれた下請代金の額」等とすれば、運用基準としての明確性	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
	がより確実に担保され、改正の趣旨に沿った取扱いがなされることが期待できる	該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示しして
	のではないか。	いるとおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十
	【個人】	分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的で
		あるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払
		われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の
		価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第 4
		の5(1))」されることとなります。
22	・ 親事業者と下請事業者との価格交渉の結果、親事業者は下請事業者による自	・ 下請法運用基準第4の5(1)イについては、「通常支
	由な価格設定として従前どおりに据え置いた下請代金の提示を受ける場合もある	払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の例示とな
	ため、下請事業者が据え置いた下請代金を選択すること自体が許されないと受け	っています。
	止められるような記載は避けるべきではないか。	コスト上昇分の下請代金の額への反映の必要性について
	このような事情を考慮し、下請法運用基準第4の5(1)イについて「当該給付に	下請事業者と十分に協議しているかについては、「不当に

No.	意見の概要	考え方
	係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、	定める」の要件を満たすか否かの判断において検討される
	例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実	ものであり、また、従前から下請法運用基準においては
	態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合におい	「買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に
	て、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について下請事業者と明示的に協	当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価
	議することなく、据え置かれた下請代金の額」などとしてはどうか。	の決定方法、(中略)原材料等の価格動向等を勘案して総
	【事業者】	合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されるとし
		ており、協議状況が考慮要素とされる旨を記載しているこ
		とから、原案のとおりとさせていただきます。
23	・ 発注者側から受注者側に対しコスト構造を明らかにするよう求めることそれ	・ 一般的に同じ業種とされる場合であっても、個別のケ
	自体が優越的地位の濫用に該当するリスクがあることもあり、発注者としては受	一スごとのコスト構造の違いなどから、「当該給付に係る
	注者側にとっていかなるコストが「主な」コストに当たるかどうかの判断は困難	主なコスト」を一律にお示しすることは困難であり、個別
	であるので、各業種のコスト構造を調査の上、公表されたい。	に判断されるものとなります。
	・ いかなる場合に「主な」コストに当たるか、また当該コストの上昇がどの程	・ 「著しい上昇」についても、個別のケースごとのコス
	度であれば「著しい」上昇と判断されるかについて、可能な範囲で明らかにされ	ト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律にお示
	たい。	しすることは困難であり、個別に判断されるものとなりま
		す。
		取引の当事者から見て、コストが著しく上昇しているこ
		とが明らかなのであれば、積極的に価格協議を行うように
		していただきたいと考えています。
	・ 「公表資料から把握することができ」ない場合とは具体的にどのような場合	・ 個別の取引における「当該給付に係る主なコストの著
	を想定しているか。今回の改正により、「通常支払われる対価に比し著しく低い	しい上昇」を示す公表資料の有無についても個別に判断さ
	下請代金の額」の判断においては、コストの著しい上昇を公表資料から把握する	れるものとなります。
	ことができるかどうかが判断の分岐点となる場面も想定されるところ、「公表資	
	料から把握することができ」ない場合を明確にしておきたい趣旨からの質問であ	

No.	意見の概要	考え方
	る。 ・ 今回の改正は、優越的地位の濫用の成否についても共通する考え方との理解で良いか。 「よくある質問コーナー(独占禁止法)」 Q20 では、従前の下請法運用基準と同様、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く」場合につき優越的地位の濫用が問題になるおそれがあるとしていることを踏まえると、同運用基準改正後の第4の5(1)イの記載事項は優越的地位の濫用の成否の判断においても妥当すると考え得るためお伺いする次第である。 【個人】	・ 今回の改正は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて、下請法上の買いたたきの対価要件、つまり、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に係る下請法運用基準の記載を改正することで、この要件に係る解釈・考え方が更に明確になるようにしたものです。 他方、独占禁止法では、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること」(第2条第9項第5号ハ)を優越的地位の濫用として禁止しており、下請法と異なり、条文上「対価要件」に当たる規定がありません。 また、下請法の買いたたきに相当する濫用行為の類型としては、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方に「取引の対価の一方的決定」として考え方をお示ししているものの、該当するかどうかに当たっては「通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する(優越
24	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イにおいて、「コストの著しい上昇」と記載があるが、例示されている「最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率」については、必ずしもその上昇と個別の取引当事者の労務費が全くの比例関係にあるとは限らないのではないか。	GL(第4の3(5)ア))」としています。 コスト上昇局面における価格据置きが下請法上の買いたたきに該当するおそれのあること自体は、従前から下請法運用基準(第4の5(2)ウ、エ)においてお示ししてきたものです。今般の改正は「労務費の適切な転嫁のため

No.	意見の概要	考え方
	個別事情を勘案して取引価格は設定されることが通常の取引行動であるところ、	の価格交渉に関する指針(令和5年11月29日)」を踏ま
	一般かつ公開の情報のみで個別の取引についての価格の是非は判断できないので	え、解釈を更に明確にするために「通常支払われる対価に
	はないかと思われ、この項は不適切ではないかと思われる。	比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例
	【無記名】	をお示ししたものであり、下請法運用基準改正案第4の5
		(1) イの記載は適切なものと考えています。
		なお、個別の行為が買いたたきに該当するか否かは、
		「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が
		行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどう
		か等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価
		との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等
		を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5
		(1))」されることとなります。
25	・ 下請法運用基準改正案では、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し	・ 下請法運用基準改正案の第4の5(1)アについては、
	著しく低い下請代金の額」を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金	下請事業者の給付の内容が、従前の給付と同種又は類似の
	の額」として取り扱うこととされているが、例えば主要な原材料が値崩れして安	ものであった場合、従前の給付に係る単価で計算された対
	価になったなど、合理的な理由に基づいて下請代金の額が従来より安く変更され	価に比べて著しく低い下請代金を「通常支払われる対価に
	ることもあることから、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し合理的	比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うというもの
	理由なく著しく低く設定された下請代金の額」などと修正すべきである。	であり、現行の下請法運用基準から趣旨・内容に変更はな
		く、原案のとおりとさせていただきます。
		なお、買いたたきに該当するか否かについては、下請法
		運用基準第4の5(1)において、「給付に必要な原材料等
		の価格動向等を勘案して総合的に判断」される旨を明記し
		ているところ、今回の改正においても変更するものではな
		く、下請法運用基準改正案の第4の5(1)アにより、下

No.	意見の概要	考え方
		請代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い下請
		代金の額」として取り扱われる場合においても、原材料等
		の価格動向等は考慮要素の一つとなります。
	・ 下請法運用基準改正案では、「当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イは、特にコスト
	格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労	が著しく上昇している状況における下請代金の据置きにつ
	使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公	いての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化す
	表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」	るために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金
	を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うこと	の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであ
	としている。しかし、例えば、従前の対価が下請事業者の給付に対する対価とし	り、原案のとおりとさせていただきます。
	て割高であった場合に、最低賃金の上昇率等の公表資料に基づき、当該対価をさ	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
	らに引き上げないと、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と	該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
	して取り扱われることは、不当であると考えられる。	業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
	このような事情を考慮し、下請法運用基準第4の5(1)イについて「当該給付に	差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
	係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、	付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
	例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実	材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
	態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合におい	基準第4の5(1))」されることとなります。
	て、著しく長期にわたり据え置かれた下請代金の額(給付に係る主なコストと比	
	較して当該下請代金の額が著しく低いと認められる場合に限る。)」などとしては	
	どうか。	
	【無記名】	
26	・ 「価格の据え置き」は、売り手・買い手が価格見直しの協議を行い、売り手	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イについては、
	が価格の引き上げを求めたにも関わらず、買い手が「価格を据え置く」場合を指	「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の
	しており、売り手が自身の販売方針、価格方針に沿って「価格を据え置く」こと	例示となっています。
	は問題にしていないため、この「据え置く」結果になった協議の状況について記	コスト上昇分の下請代金の額への反映の必要性について

No.	意見の概要	考え方
	載して、意味を明確にすることが必要ではないか。	下請事業者と十分に協議しているかについては、「不当に
	また、各費用の原価構成は仕入先にとっての差別化戦略でもある。親事業者から	定める」の要件を満たすか否かの判断において検討される
	各種費用の協議を呼び掛けても、仕入先によっては転嫁を希望しないケースも見	ものであり、また、従前から下請法運用基準においては
	受けられる。	「買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に
	このように、親事業者と下請事業者の合意の上で下請代金の額が据え置かれるケ	当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価
	一スもあり得るため、下請法運用基準第4の5(1)イの記載を下記のとおり修正	の決定方法、(中略)原材料等の価格動向等を勘案して総
	していただきたい。	合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されるとし
	「当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著	ており、協議状況が考慮要素とされる旨を記載しているこ
	しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率な	とから、原案のとおりとさせていただきます。
	どの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができ	
	る場合において、下請事業者が取引価格の引き上げを要請したにもかかわらず、	
	十分な協議をせずに一方的に据え置かれた下請代金の額、または十分な協議をせ	
	ずに一方的に引上げを少額に抑えた下請代金の額」	
	・ 「買いたたき」の該当事例を具体的に示しており理解しやすい。	
	但し、「例えば、」以降の記載が労務費に特化した内容であるため、他エネルギー	
	コストの事例を導入する、若しくは「上昇を、公表資料等から把握」とするな	
	ど、議論の余地があると思われる。	
	・ 「コストの著しい上昇」があるか否かを判断する公表資料として、原材料価	・ 原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業
	格やエネルギーコストについては何を判断材料とするのか、それらについても例	物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が
	示として明記いただきたい。	反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が
		存在しますが、これらを一概に規定することは困難である
		ことから、原案のとおりとさせていただきます。
	・ 下請法運用基準改正案では、指標を基準にして、コストの全額転嫁が求めら	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イについては、下
	れているように読める。	請事業者の給付に係る主なコストが著しく上昇している中

No.	意見の概要	考え方
	【団体】	で、「下請代金の額を据え置いた場合」を「通常支払われ
		る対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うも
		のです。
		なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
		該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
		業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
		差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
		付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		基準第4の5(1))」されることとなります。
27	・ 下請法運用基準の改正について、以下の理由から反対する。	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコスト
	①主なコストが著しく上昇する経済環境においても、親事業者の創意等により、	が著しく上昇している状況における下請代金の据置きにつ
	下請事業者に十分な利益が見込まれる等の場合には、たとえ下請代金が据え置か	いての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化す
	れたとしても、「著しく低い下請代金の額」には該当しないことも想定されるこ	るために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金
	٤.	の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであ
		り、原案のとおりとさせていただきます。
		なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
		該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
		業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
		差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
		付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		基準第4の5(1))」されることとなります。
	②「主なコスト」(特に、原材料価格やエネルギーコスト等)が「著しく上昇」	・ 「コストの著しい上昇」については、個別のケースご

No.	意見の概要	考え方
	しているか否か、当該上昇が「公表資料から把握することができる」か否か、と	とのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一
	いう適用要件や判断の基準・時期等が必ずしも明確ではないこと。	律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるもの
		となります。
		取引の当事者から見て、コストが著しく上昇しているこ
		とが明らかなのであれば、積極的に価格協議を行うように
		していただきたいと考えています。
	③適用要件や判断基準・時期が不明確であるにもかかわらず、「下請代金を据え	・ 繰り返しとなりますが、下請法運用基準改正案第4の
	置く」という不作為を違法行為として取り扱うことは、事業者に対する予測可能	5(1) イは、特にコストが著しく上昇している状況におけ
	性を欠き、不当な萎縮効果を生ずること。	る下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号
	【団体】	に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に
		比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例
		をお示ししたものです。
		個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに該当す
		るか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と
		十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的
		であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支
		払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等
		の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第
		4の5(1))」されることとなります。
28	・ 取引の対価決定において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等以外の	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イについては、
	様々な要素を考慮せずに、「著しく低い」という評価を与えることについては、	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に
	強い違和感を覚える。	おいて「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注
	加えて、親事業者が当該取引の下請代金のコスト構造を把握できず、具体的に何	者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労
	が「当該給付に係る主なコスト」に該当するか把握できない場合も存在する。こ	使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受

No.	意見の概要	考え方
	のように、親事業者として何が「当該給付に係る主なコスト」に該当するか把握	注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について
	できない場合であっても、価格を据え置いた場合に例外なく「通常支払われる対	は、これを合理的な根拠があるものとして尊重するこ
	価に比し著しく低い下請代金の額」とみなされる規定は、親事業者と下請事業者	と。」としていることを踏まえ、労務費をはじめとする、
	による健全な交渉を阻害するおそれがあり、かえって下請事業者との取引に支障	下請事業者の給付に係るコストが著しく上昇している状況
	をきたしかねない。	で、その上昇の状況が、経済の実態が反映されていると考
	このため、下請法基準改正案どおりの内容で改正がなされた場合、あくまで親事	えられる公表資料から把握できる場合において、据え置か
	業者が「当該給付に係る主なコスト」を把握できている場合にのみ適用された	れた下請代金の額を、「通常支払われる対価に比し著しく
	l' _o	低い下請代金の額」に当たる事例として例示したもので
	また、下請法運用基準改正案どおりの内容で改正がなされ、それに従って下請法	す。
	を適用するに当たっては、取引の対価については様々な要素により、総合的に決	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
	定されること等を踏まえ、慎重な運用を強く要望する。	該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
		業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
		差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
		│ │付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		 材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		 基準第4の5(1))」されることとなります。
	・上記の趣旨を明確にするため、下請法運用基準改正案の第4の5(1)イについ	- ・上記のとおり、個別の判断においては、事業者と下請事
	て、以下の下線部を追記する修正を検討していただきたい。	│ │業者の協議状況をはじめ、様々な要素を総合的に勘案する
	「イ 当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)	 旨、従前から下請法運用基準に記載していることから、原
	の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇	案のとおりとさせていただきます。
	率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から親事業者が把握	
	することができる場合において、下請事業者との協議なく据え置かれた下請代金	
	の額。ただし、下請代金の額を据え置くべき合理的理由がある場合はこの限りで	
	ない。」	

No.		考え方
	・ 下請法運用基準改正案においては、「買いたたきに該当するか否かは、下請代	・ 御理解のとおりです。
	金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定	
	方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる	
	対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的	
	に判断する」という、下請法運用基準第4の5(1)の従来の考え方は維持されて	
	いることから、上記の修正が受け入れられない場合、改正提案がされている「通	
	常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」のア、イについては、これら	
	に該当することにより直ちに買いたたきに該当するという運用がなされるわけで	
	はないという理解でよいか、公正取引委員会の見解を明確に示されたい。	
	【団体】	
29	・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇は、価格設定に影響	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコスト
	を及ぼす重要な要素の一つではあるものの、そのまま価格に転嫁した結果、消費	が著しく上昇している状況における下請代金の据置きにつ
	者に支持されない価格となるのは本末転倒であるため、事業者間の自主的な協	いての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化す
	議・決定を尊重していただきたい。したがって、改正案では、最低賃金の上昇率	るために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金
	や春季労使交渉の妥協額等の公表資料からコストの著しい上昇を把握できる場合	の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであ
	の据え置かれた下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金	り、原案のとおりとさせていただきます。
	の額」として扱うこととしているが、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
	関する指針」にも記載のあるとおり、受注者の申入れは尊重しつつも、取引依存	該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
	度や売上に占める労務費の割合、あるいは人手不足解消に向けて共同で取り組む	業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
	業務改善や創意工夫の効果等、個別の事情についても算定方法の助言や協議の内	差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
	容とすることができることを規定の中で明確に示すよう修正していただきたい。	付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		基準第4の5(1))」されることとなります。
	・ 下請法上の買いたたきの解釈・考え方の更なる明確化については、事業者の	・ 頂いた御意見については今後の参考とさせていただき

No.	意見の概要	考え方
	予見可能性を高め、違反行為の未然防止に資するものと考えられるが、その運用	ます。なお、上記のとおり、個別の判断においては、事業
	に当たっては、業種・業態の特性を十分に踏まえ、個々の事業者の取組状況等を	者と下請事業者の協議状況をはじめ、様々な要素を総合的
	勘案した上、事業活動を委縮させることのないよう慎重に進めていただきたい。	に勘案する旨、従前から下請法運用基準に記載していると
	【団体】	ころです。
30	・ 従来から、下請法運用基準第4の5(2)には「買いたたきに該当するおそれ	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イは、特にコスト
	がある」行為として、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇	が著しく上昇している状況における下請代金の据置きにつ
	分を反映させずに取引価格を据え置いた場合(ウ・エ)が挙げられ、5-3(1)	いての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化す
	(2) でその具体例が挙げられていた。そのため、一見すると、今回の改正は従	るために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金
	来運用基準で挙げられていた例を確認しただけのようにも見える。	の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものです。
	ところが、下請法運用基準第4の5(2)、5-3は親事業者が、下請事業者と協	なお、下請法上の買いたたきに該当するのは、「通常支
	議しなかったり、下請事業者から価格引き上げを求められたことを無視するな	払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」を「不当に
	ど、「事業者間の交渉状況」を重要な判断要素としているが、今回の改正は公正	定める」といった要件を満たす場合であり、個別の行為が
	取引委員会が「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」から直ちに	「買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に
	「著しく低い下請代金の額」を認定することを認めることになる。「公表資料」	当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価
	はあくまで日本経済の一般的な傾向を示すものに過ぎず、当該取引分野における	の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の
	具体的基準になるものではない。賃金や原材料の価格が上昇しても技術革新や経	対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給
	営努力によって当該商品の取引価格が低下することはありうるため、当該取引分	付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断
	野における下請価格が「通常支払われる対価に比し著しく低い」といえるか否か	(下請法運用基準第4の5(1))」されることが既に下請
	は、当該商品の取引状況や当事者の交渉状況を経て初めて判断できるのであり、	法運用基準に明記されていることから、原案のままとさせ
	「公表資料」という一般的資料だけで判断できるものではない。しかも、どのよ	ていただきます。
	うな公表資料を採用するかは公正取引委員会の裁量に委ねられるから、本改正案	
	では公正取引委員会の裁量範囲を著しく拡大することになる。	
	したがって、本改正には反対する。	
	【個人】	

No.	意見の概要	考え方
31	・ 下請法上の買いたたきの解釈・考え方を明確化したとのことだが、内容が分	・ 今回の下請法運用基準改正案は、特にコストが著しく
	かりづらく、親事業者側がいくら注意をしても、公正取引委員会の裁量で全てが	上昇している状況における下請代金の据置きについての下
	違反とされるように感じられる。	請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために
	【無記名】	「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に
		当たる事例として、一例をお示ししたものです。
		なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
		該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示しして
		いるとおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と
		十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的
		であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支
		払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等
		の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第
		4の5(1))」されることとなります。
32	・ 「例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)ア及びイは買いた
	済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合 	たきの要件の一つである「通常支払われる対価に比し著し
	において」という文言は、下請法運用基準第4の5(2)の事例として追記すべき	く低い下請代金の額」に当たる事例を例示したものである
	ではないか。	のに対し、同基準第4の5(2)は、「通常支払われる対価
		に比し著しく低い下請代金の額」及び「不当に定める」の
		両要件を満たし、買いたたきに該当するおそれがある行為
		を記載したものとなっているため、原案のままとさせてい
		ただきます。
	· 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った改正である 	· 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコスト
	ことを明確にする必要があること。	が著しく上昇している状況における下請代金の据置きにつ
	また、改正案では、公表資料の上昇率等をそのまま取引価格に反映していないと	いての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化す

No.	意見の概要	考え方
	「買いたたき」と認定されるおそれがあるように考えられられること。	るために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金
	これらの理由から、下請法運用基準第4の5(1)イの内容は以下のように修正す	の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであ
	べきではないか「例えば、労務費について最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥	り、原案のとおりとさせていただきます。
	結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
	把握することができる場合において、給付のコスト構造に基づく妥当なコスト上	該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事
	昇分を十分に考慮することなく不当に取引価格を据え置くこと。」	業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、
	【団体】	差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給
		付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原
		材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用
		基準第4の5(1))」されることとなります。
33	・ 受注者が発注者と価格交渉をする上で、春季労使交渉の数値を基に引上げ額	・ 今回の下請法運用基準改正案は、特にコストが著しく
	を提示しても、発注者が労働団体の数値、更には中小企業の数値等の春季労使交	上昇している状況における下請代金の据置きについての下
	渉の数値に比べて低い数値を基に返答する可能性がある。このような場合、親事	請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために
	業者は価格協議に応じて価格を引き上げたことになり、下請法上の問題とならな	「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に
	いことになってしまうのではないか。	当たる事例として、一例をお示ししたものです。
	【無記名】	なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに
		該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示しして
		いるとおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と
		十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的
		であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支
		払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等
		の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第
		4の5(1))」されることとなります。
34	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イにおける「例えば」は、「最低賃金の上	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イについては、

No.	意見の概要	考え方
	昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に
	考えられる公表資料」に係るものか、「公表資料から把握することができる場	おいて「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注
	合」にかかるものか。	者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労
		使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受
		注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について
		は、これを合理的な根拠があるものとして尊重するこ
		と。」としていることを踏まえ、労務費をはじめとする、
		下請事業者の給付に係るコストが著しく上昇している状況
		で、その上昇の状況が、経済の実態が反映されていると考
		えられる公表資料から把握できる場合において、据え置か
		れた下請代金の額を、「通常支払われる対価に比し著しく
		低い下請代金の額」に当たる事例として例示したもので
		す。
		こうした経緯から、この下請法運用基準改正案第4の5
		(1) イにおいては、親事業者が「例えば(中略)など経
		済の実態を反映されていると考えられる公表資料」をもっ
		て「主なコストの著しい上昇」を把握できる場合を念頭に
		置いています。
		なお、これ以外の場合においても、下請法上の買いたた
		きに該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示し
		しているとおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業
		者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差
		別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付
		に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材

No.	意見の概要	考え方
		料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基
		準第4の5(1))」されることとなります。
	・ 原材料価格又はエネルギーコスト等についても、どのような公表資料を参照	・ 原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業
	すべきか明らかにするべきである。	物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が
		反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が
		存在しますが、これらを一概に規定することは困難である
		ことから、原案のとおりとさせていただきます。
	・ 下請事業者の製品単価における労務費等のコストの占める割合を開示させる	・ 受注者からの労務費の転嫁の求めに対し、発注者の交
	ことは問題ないと考えてよいか。例えば、労務費が 5%上昇した場合に、これを	渉担当者が社内決裁を通す必要等の理由で受注者の交渉担
	もって下請代金全体を 5%引き上げるのではなく、下請代金のうち労務費の占め	当者に対して労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を
	る割合に相当する金額の 5%を引き上げるのが妥当であり、「労務費の適切な転嫁	求めること自体に問題はございませんが、価格交渉を行う
	のための価格交渉に関する指針」9頁においても、「(2)詳細な理由の説明や根拠	ための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料に
	資料を求めずに受注者が求める額の妥当性を判断している事例」の 2 点目で	つき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわ
	「「受注者の労務費の上昇率×当該受注者の対売上高労務費率」に相当する額の	らず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関
	引き上げを受け入れることとしている。」との事例がグッドプラクティスとして	わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意す
	紹介されていることから、念のため確認するものである。	ることが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えて
		いる受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に
		係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、
		これらが示されないことにより明示的に協議することなく
		取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の
		濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれが
		あることに、御注意ください。
	· 新設されたア及びイは、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の	・ 個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに該当
	額」に該当する場合を示す定義であり、それが「不当に定めた」ものであるか	するか否かは、従前から下請法運用基準でお示ししている

No.	意見の概要	考え方
	は、別途「買いたたきに該当するか否かは、(中略)総合的に判断する」に記載	とおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分
	の内容によって判断されるということでよいか。	な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であ
	例えば、あるコストの著しい上昇を受け、下請代金について協議の場を設けて	るかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払わ
	協議を実施したものの、下請事業者側の技術開発やコスト構造の見直し等といっ	れる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価
	た企業努力により、又は下請事業者側のあえて値上げをしないことで受注拡大を	格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の
	狙う等の戦略により、下請事業者から下請代金の引上げが希望されなかったため	5 (1))」されることとなります。
	に下請代金を据え置くこととした場合、当該下請代金は「通常支払われる対価に	
	比し著しく低い下請代金の額」には該当するものの、「不当に」定めたものでは	
	ないとして買いたたきには該当しないと考えてよいか。	
	・ 「コストの著しい上昇」とはどの程度の上昇を指すのか。何らかの具体的な	「コストの著しい上昇」については、業種や商品ごと
	数値基準又は考慮要素を明らかにすべきではないか。	のコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律
		にお示しすることは困難であり、、個別の事案ごとの判断
	・ 「据え置かれた」とは、下請代金の引き上げ自体は行ったものの、その引き	となります。
	上げ率がコスト上昇率に満たない場合も含むか。	「据え置かれた」には、下請代金の引上げ自体は行っ
	【個人】	たものの、その引上げ率がコスト上昇率に満たない場合は
		含みません。
		なお、下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、「通常支
		払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の例示であ
		り、下請代金の額を一定程度、引き上げていたとしても、
		そのことのみをもって、「通常支払われる対価に比し著し
		く低い下請代金の額」に当たらないとはいえず、個別の行
		為が「買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決
		定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等
		対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通

No.	意見の概要	考え方
		常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当
		該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に
		判断(下請法運用基準第4の5(1))」されることになり
		ます。
35	「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」とは、具体的にいか	・ 「最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上
	なる資料を意味するのか(公表主体、公表方法、公表内容等)。例えば、民間企	昇率」以外の「経済の実態が反映されていると考えられる
	業が作成した当該企業固有の事情を記載した資料等も含まれるのか。	公表資料」の例は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉
		に関する指針」に記載のとおりですが、これらを一概に規
		定することは困難であり、どのような資料が「経済の実態
		が反映されていると考えられる公表資料」に該当するかは
		個別の事案ごとに判断されることになります。
	・ 「把握することができる」とは、いかなる場合(手段、方法)に把握可能と	・ 下請法運用基準改正案第4の5(1) イについては、
	評価するのか。特定かつ少数宛ての情報開示や口頭による伝達でも該当するの	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に
	か。	おいて「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注
		者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労
		使交渉の妥結額やその上昇率など) に基づくものとし、受
		注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について
		は、これを合理的な根拠があるものとして尊重するこ
		と。」としていることを踏まえてお示しするものです。
		「把握することができる場合」については、具体的には
		個別の事案ごとに判断されることとなりますが、上記の経
		緯から、「公表資料」から把握できる場合を念頭に置いて
		います。
	・ 例えば、公表資料によれば労務費が上昇しているが原材料費が下落している	・ 下請法上の買いたたきに該当するかは、下請法運用基

No.	意見の概要	考え方
	場合で、事業者間において、総合的な判断及び十分な協議によって価格を据え置	準第4の5(1)にも記載があるように、個別の事案ごと
	くことになったケースであっても、労務費が上昇していることから、「通常支払	に「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議
	われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に該当するのか。	が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかど
		うか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対
		価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向
		等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5
		(1))」されることとなります。
	・ 買いたたき該当性の最終的な判断は考慮要素を総合的に判断するとあるとこ	・同上
	ろ、従来どおり、十分な協議に基づき、両者合意のもとで価格を決定した場合	
	は、買いたたきに該当しないと判断してよいのか。	
	・ どの程度の乖離があれば、「通常支払われる対価に比し著しく低い」と評価さ	・ 個別のケースごとのコスト構造の違いなどから、具体
	れるのか。	的な金額や割合を一律にお示しすることは困難であり、個
	【事業者】	別に判断されるものとなります。
36	・ このような内容は運用基準ではなく法改正で行うべきと考える。	・ 今回の改正は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉
		に関する指針(令和5年11月29日)」を踏まえて、下請
		法違反行為の未然防止の観点から、同指針の行動に沿った
		対応が求められるところ、下請法上の買いたたきの解釈・
		考え方が更に明確になるよう、下請法運用基準の改正を行
		うこととしたものであり、適切なものと考えています。
	・ 「著しい上昇」がどの程度なのか、客観的な基準がなくあいまいであるにも	「コストの著しい上昇」については、個別のケースご
	かかわらず、禁止事項である買いたたきに含めることに反対である。	とのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一
		律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるもの
		となります。
		なお、下請法上の買いたたきに該当するかは、従前から

No.	意見の概要	考え方
No.	意見の概要 ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したからといって、当該給付について直接コスト上昇に影響したかどうか明確でないものについてまで親事業者に支払わせることを義務化することは、親事業者に不利益を課すものである。	下請法運用基準第4の5(1)に記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されることとなります。 ・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは「当該給付に係る主なコスト(中略)の著しい上昇を(中略)経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合」であり、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等」はその一例です。 なお、下請法上の買いたたきに該当するかは、従前から下請法運用基準第4の5(1)に記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等
	・ 改正案の内容では、工程の見直し等による据え置きさえも認められないこと	の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されることとなります。 ・ 下請法上の買いたたきに該当するかは、従前から下請
	となってしまうのではないか。また、個人事業主が家庭を作業の場としている場合、家庭生活と切り分けられな	法運用基準第4の5(1)に記載があるように、個別の事 案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分
	いような作業場所の光熱費の業務相当分など明確に判断できないものまで親事業	な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であ

No.	意見の概要	考え方
	者への支払いを課すことは親事業者に不利益を課すものである。	るかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払わ
	【個人】	れる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価
		格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の
		5 (1))」されることとなります。